

坂口臨時議員提出資料(資料編)

○年金改革関係

資料1 年金改革を考える際の基本的な考え方について 1

○社会保障改革関係

資料2 社会保障負担の対国民所得比の国際比較 8

資料3 被用者の社会保険料率の国際比較 9

資料4 事業主負担の国際比較 10

資料5 家計支出の将来見通し(勤労者世帯平均) 11

<略> ○医療サービス効率化関係

資料6 医療サービス効率化への対応 12

平成15年5月28日

年金改革を考える際の基本的な考え方について

(資料1)

1 現役世代の負担が過重なものとならないよう、負担の上限を設け、所得の高い者と低い者の給付のバランスを検討する。

- 現役時の負担と高齢者の給付の両面に配慮する必要があり、現在の給付水準を維持するために、保険料をどこまでも引き上げてよいというわけにはいかない。
- 保険料の上限は、現在の欧州諸国を参考に設定し、保険料固定方式(給付水準の自動調整)の採用、又は給付の個別の要素の見直しにより、設定した上限の範囲内で給付を賄うことを基本に考える。
- 現在の仕組みでは標準報酬には上限があり、現役時に高額の所得を得ていた者の年金がどこまでも高額になる仕組みとはなっていないが、所得の高い者と低い者の給付のバランスについて検討する。(参考1)

2 年金は国民の生活設計に組み込まれており、その水準の急激な変更を避け、段階的な改革を行う。

- 国民の7割は老後の収入について公的年金を基本に考えており、現実の高齢者の収入をみてもその6割は公的年金・恩給。(参考2)
- 戦後の混乱した経済から発展する過程で、経済状況を考慮しながら保険料率を段階的に引き上げるとともに、予測できない経済社会の変動に対応して実質的に生活の支えとなる年金を保障する制度改正を行ってきた。
- これを、今になって覆すのでは、国民の人生設計が狂い、国民生活に甚大な影響を与える。
- 一定の経済成長を前提にすれば、現在支給されている年金と比べても購買力のある年金を今後とも保障していくことは可能。(参考3)

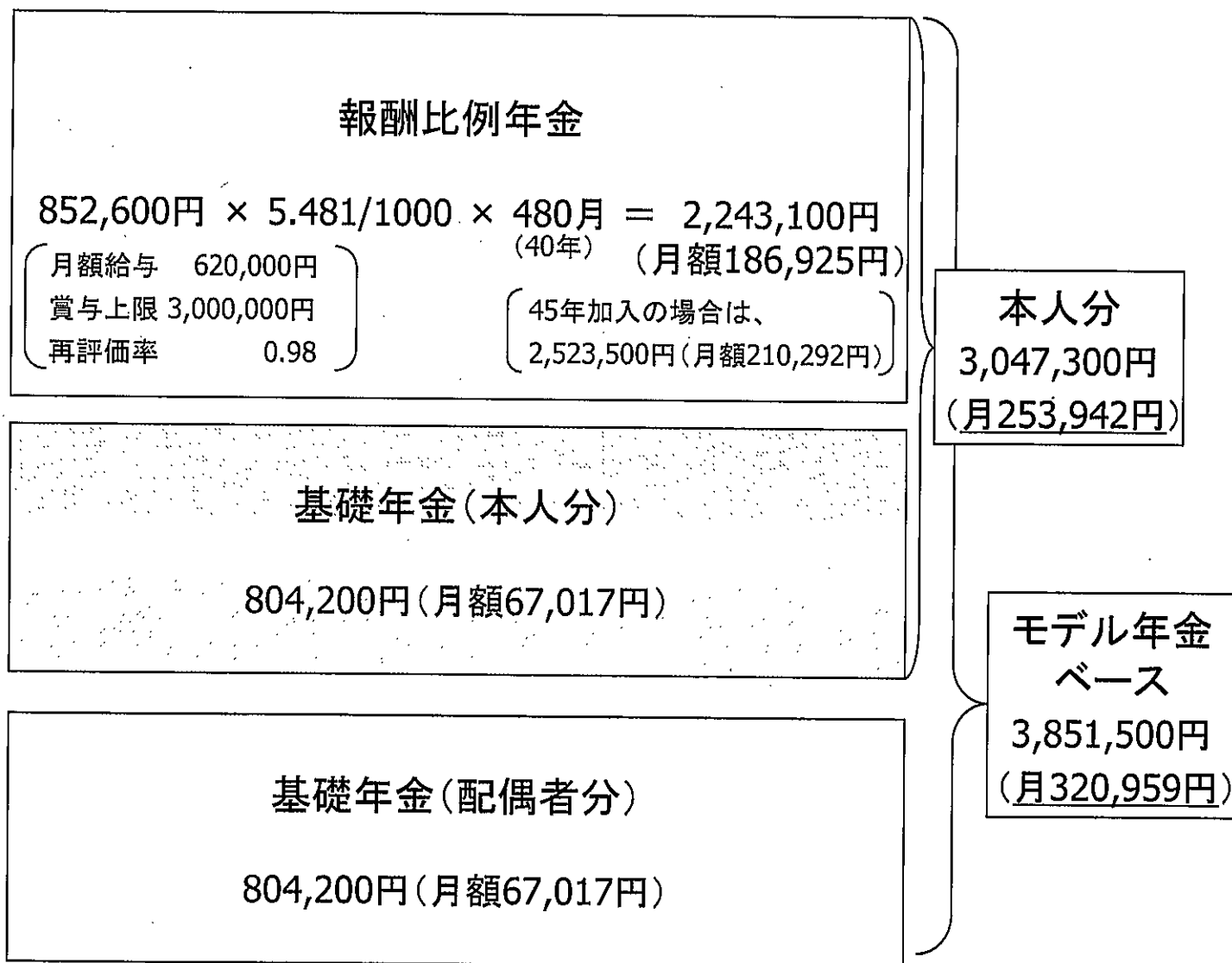
3 少子高齢化が急速に進行するも、保険料の過度の上昇を避けるため、国庫負担の増額に国民的合意を求める。

- 少子高齢化の急速な進行に伴い保険料の引上げは不可避だが、その水準が過度に上昇すると世代間の不公平感を増幅。
- 国庫負担割合を引き上げ、現役世代だけに負担が集中するようなことは避け、世代間でより負担がバランスのとれたものとしていく必要。
- この問題への道筋がつけられないと、将来にわたる給付と負担の姿が不明瞭となり、年金制度に対する不安感、不信感が増幅。
- 保険料固定方式を採用するとしても、国庫負担が3分の1のままでは、相当程度給付水準の調整が必要になることに加え、国民年金(第1号被保険者)の保険料水準が依然として高水準にとどまる。(参考4)
- 基礎年金国庫負担割合の引上げの問題は平成12年改正法附則に明記された問題。道筋をいかにつけていくかという問題である。

4 年金に対する財政負担は一時的には財政再建の重荷となるかもしれないが、結果的にはプラスの要因となる。

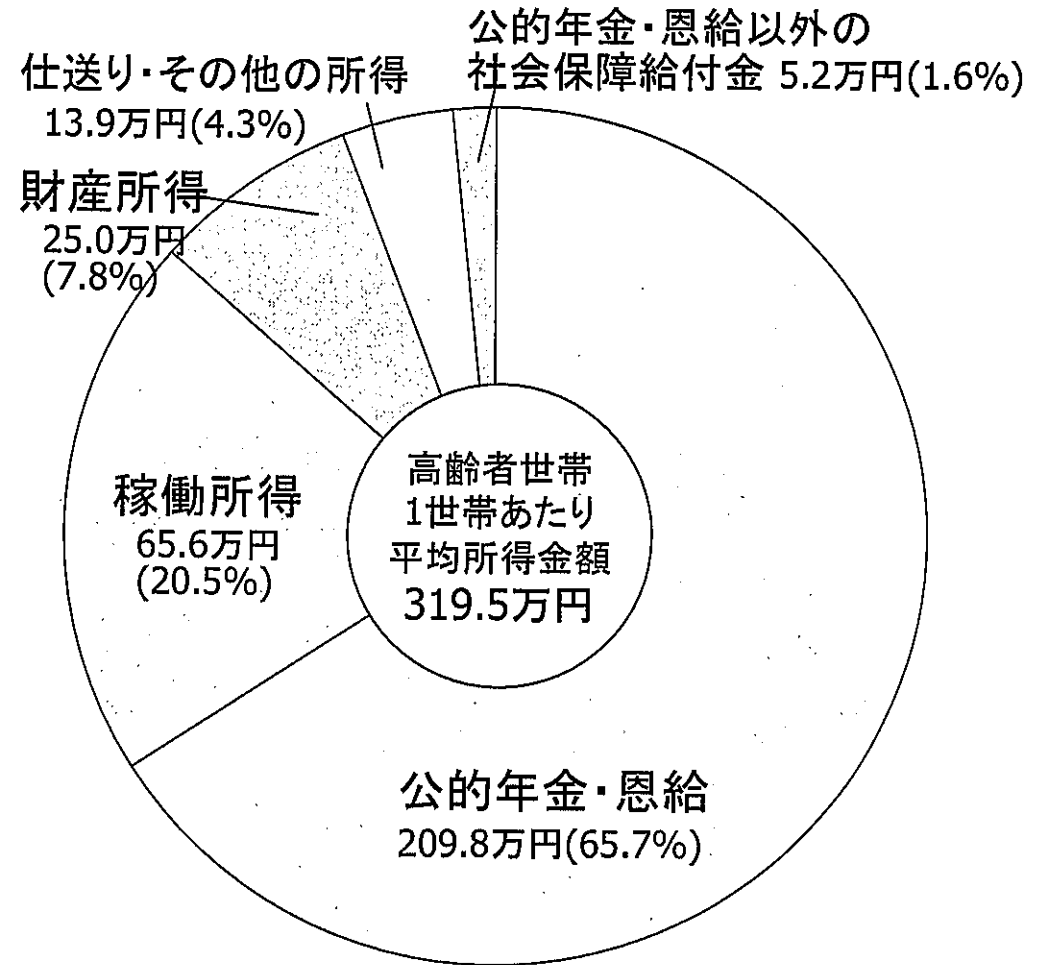
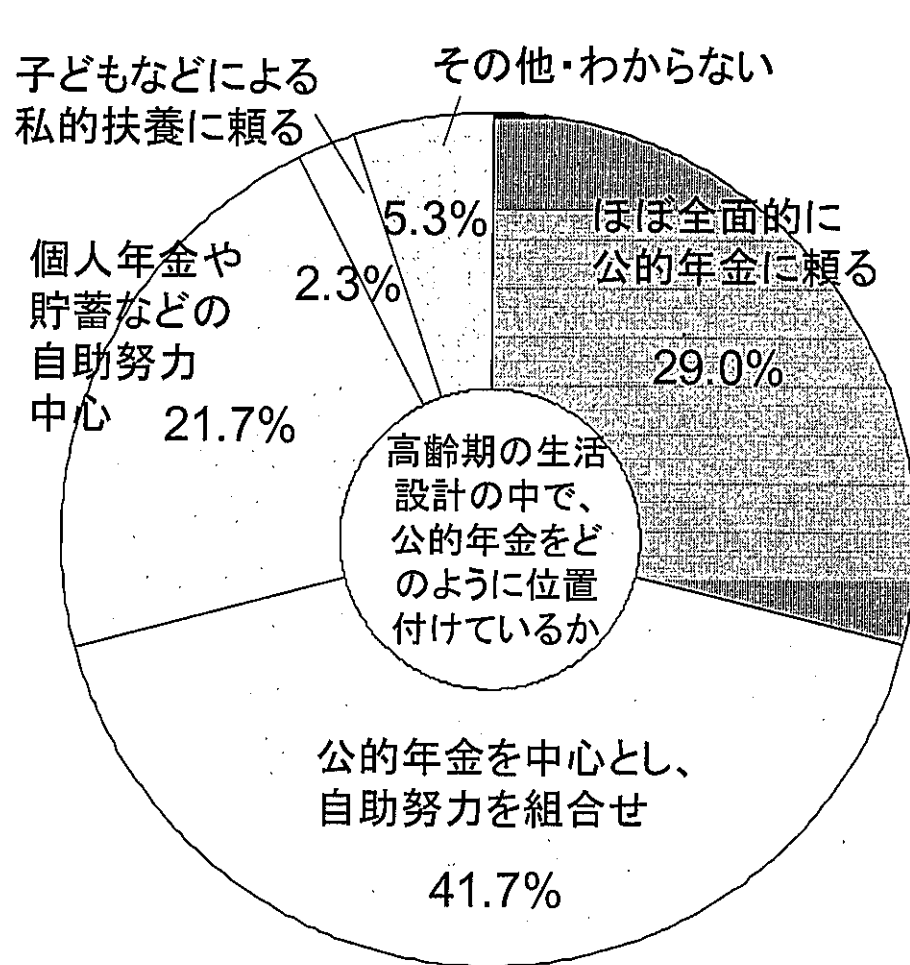
- 今日、経済の先行きが不透明な中で、生活の支えとなる年金が保障されていることで、高齢者の生活が安定。
- 年金が安定しないと、高齢者の生活が不安定となり、その影響は勤労世代にも及ぶ。
昔のように高齢者と同居して高齢者を扶養するという環境にはなく、年金が安定しないと、現在はほとんどみられなくなった仕送りの負担が相当な程度のもとなる。(参考5)
- このような負担、あるいは負担に対する不安感が消費の減退を通じて経済に大きな影響を与えることが懸念。
- 年金制度は、高齢者の扶養負担を社会全体で支え合う合理的な仕組み。現役世代が、親の経済的な心配をせずに安心して、社会で能力を発揮できる基盤となるもの。

参考1 厚生年金の構造的な最高年金額(平成11年度価格)



参考2 高齢期の生活設計と公的年金の位置付け

〔老後の生活設計の中での公的年金の位置付け〕 〔高齢者世帯の所得の内訳〕



(注) 調査票における選択肢は次のとおり。

- ほぼ全面的に公的年金に頼る
- 公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる
- 公的年金にはなるべく依存せず、できるだけ個人年金や貯蓄などの自助努力を中心に考える
- 公的年金には依存しないで、子どもなどによる私的扶養に頼る
- その他
- わからない

(資料)「公的年金制度に関する世論調査」(内閣府・平成15年)

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の高齢者のみ、又はこれに18歳未満の未婚の子のいる世帯を指す。

(資料)「平成13年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

参考3 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ

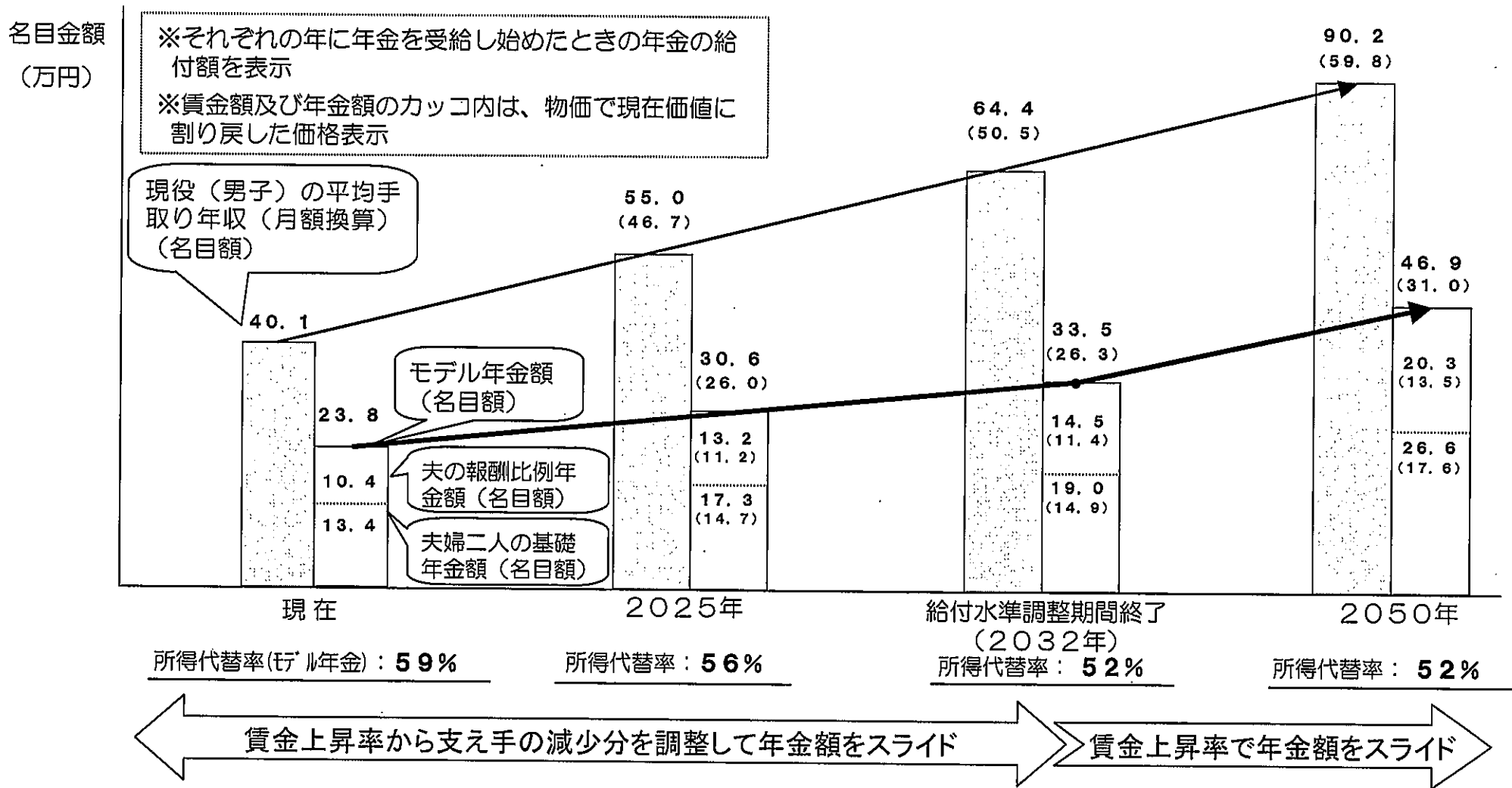
○最終的な保険料水準を過大なものとならないようにし、給付も適切な水準を維持できるようにしていくためには、基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げは不可欠

	国庫負担割合3分の1	国庫負担割合2分の1
<p>現行の給付水準を維持した場合</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(所得代替率) 59% (2050年、物価で割り戻し 35.2万円) ・最終保険料水準(2036年度以降) 26.2% <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円 ・最終保険料水準(2024年度以降) 29,300円 (平成11年度価格) <p>国民年金保険料月額が約3万円に</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(所得代替率) 59% (2050年、物価で割り戻し 35.2万円) ・最終保険料水準(2030年度以降) 23.1% <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(2050年、物価で割り戻し) 10.0万円 ・最終保険料水準(2016年度以降) 20,500円 (平成11年度価格) <p>国民年金保険料月額を約2万円に抑制</p>
<p>厚生年金の保険料率を最終的に20%に固定する場合 《代表的な試算》</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(所得代替率) 45% (2050年、物価で割り戻し 26.8万円) ・最終保険料水準(2022年度以降) 20% <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(2050年、物価で割り戻し)7.6万円 ・最終保険料水準(2017年度以降) 23,100円 (平成11年度価格) <p>24%の給付水準の調整が必要 (社会経済情勢によってはさらに調整)</p> <p>国民年金保険料月額がなお2.3万円</p>	<p>○厚生年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(所得代替率) 52% (2050年、物価で割り戻し 31.0万円) ・最終保険料水準(2022年度以降) 20% <p>○国民年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準(2050年、物価で割り戻し)8.8万円 ・最終保険料水準(2012年度以降) 18,100円 (平成11年度価格) <p>国庫負担割合を引き上げてもおお12%の給付水準の調整が必要</p> <p>国民年金保険料月額を1.8万円に抑制</p>

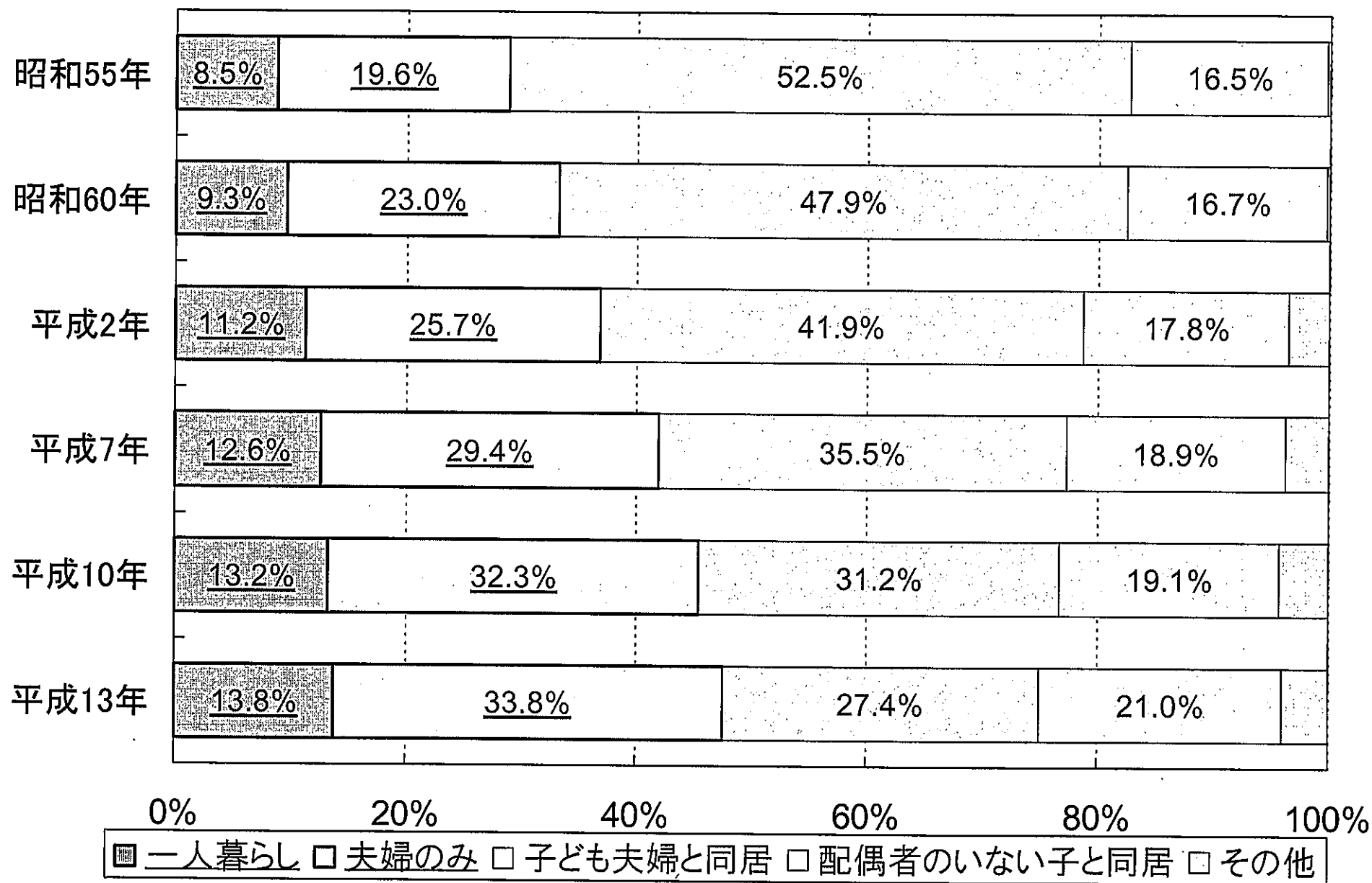
※所得代替率は、現役被保険者のボーナス込みの手取り収入に対する割合

参考4 保険料固定方式の場合の給付水準 (厚生年金の最終保険料率20%、基礎年金国庫負担割合1/2)

○一定の経済成長(賃金上昇)を前提とすれば、保険料固定方式の場合でも、現在と比較しても購買力のある年金を保障していくことができる。



参考5 家族形態別にみた65歳以上の者の数

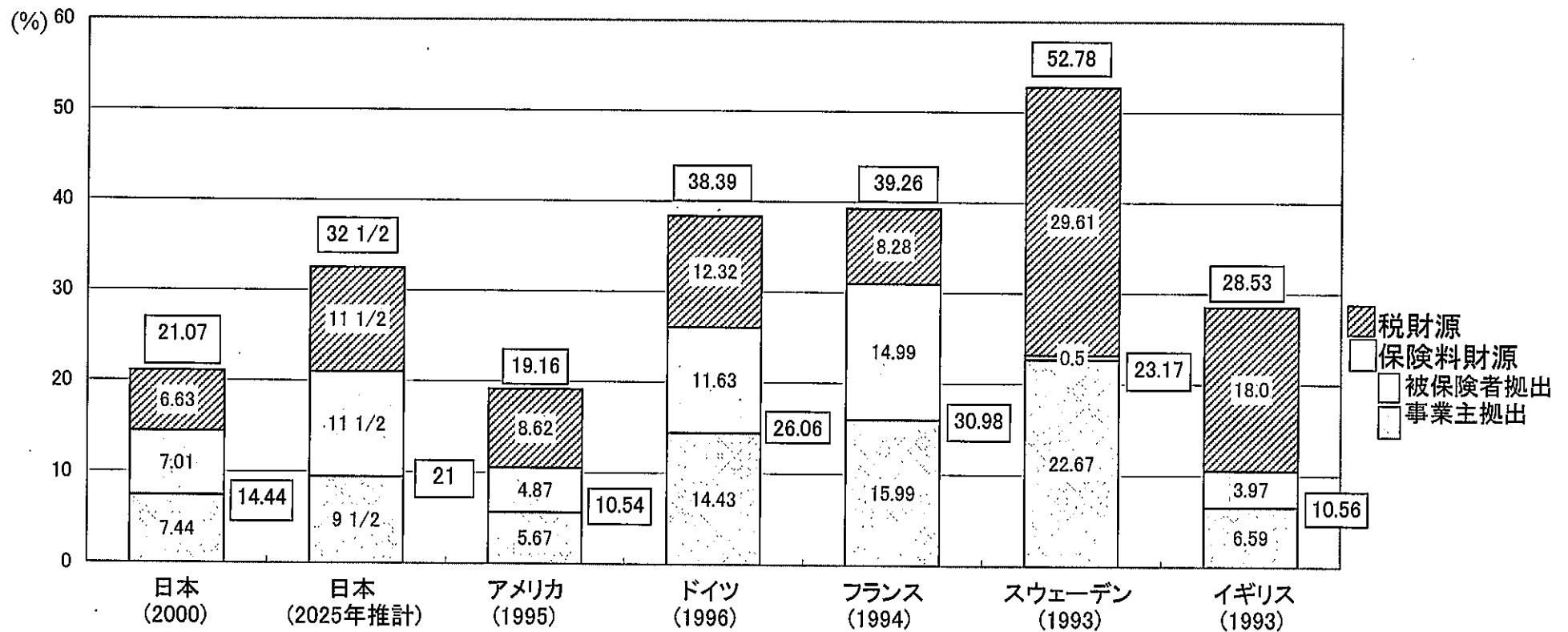


(資料)「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

社会保障負担の対国民所得比の国際比較

(資料2)

- 我が国の社会保障の負担は、欧州諸国と比較して低い水準。2025年には現在の約1.5倍になる見込み
- 社会保障財源の構成は、イギリスやスウェーデンにおいては税財源の割合が高く、フランスやドイツにおいては社会保険料財源の割合が高い。



(注) 保険料財源は、上段:被保険者拠出、下段:事業主拠出

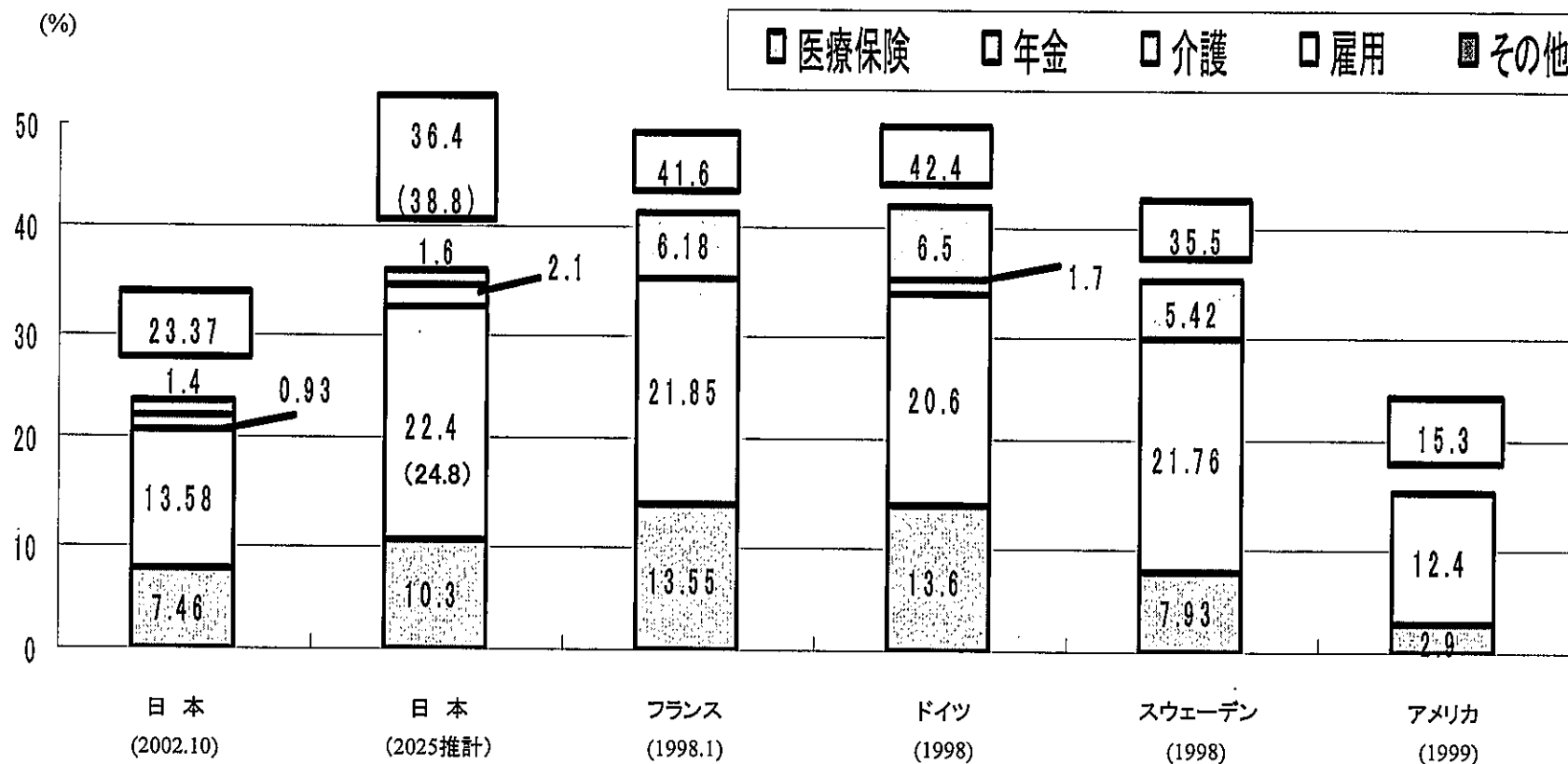
資料: 日本(2000)、アメリカ、ドイツについては、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費(平成12年度)」

日本(2025年推計)については、「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」の基礎年金国庫負担1/2のケースを基に推計

フランス、スウェーデン、イギリスについては、「社会保障費 国際比較基礎データ」「海外社会保障情報(研究)」No.123 Summer'98

被用者の社会保険料率の国際比較

○ 現在の我が国の被用者の社会保険料率は約23%で、高齢化や年金制度の成熟化の進んだヨーロッパ諸国と比較すると低い水準。2025年には約36%となるが、現在のヨーロッパ諸国と同程度の水準



資料:厚生省「平成11年版厚生白書」(日本については2002年10月現在の数字に更新したほか、2025年の数字を推計)

注1) 保険料率は、総報酬ベースである。

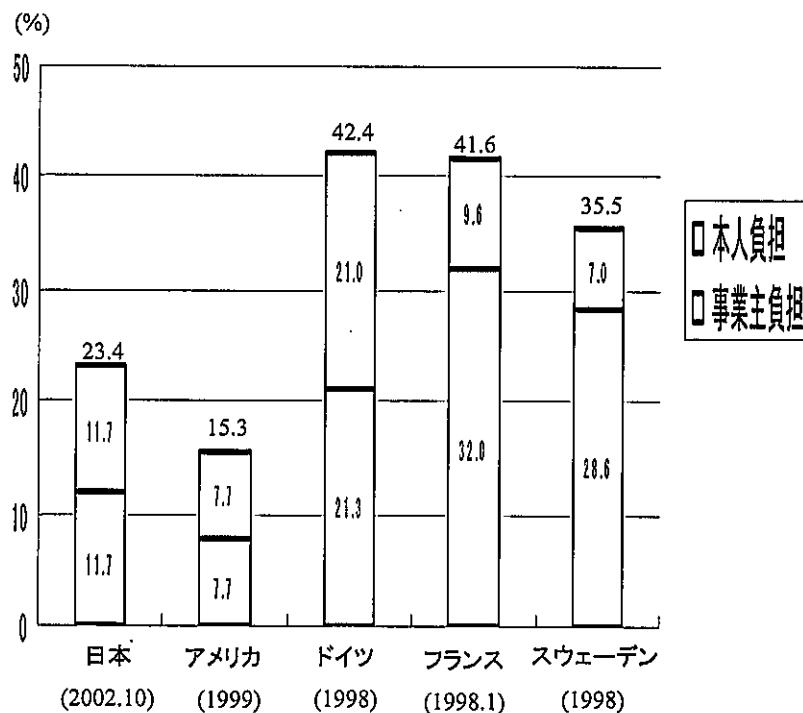
2) 日本(2025年推計)の保険料率は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」を基に推計

3) 日本(2025年推計)の年金保険料率は、基礎年金国庫負担割合1/2のケース(()内の数値は1/3のケース)である。

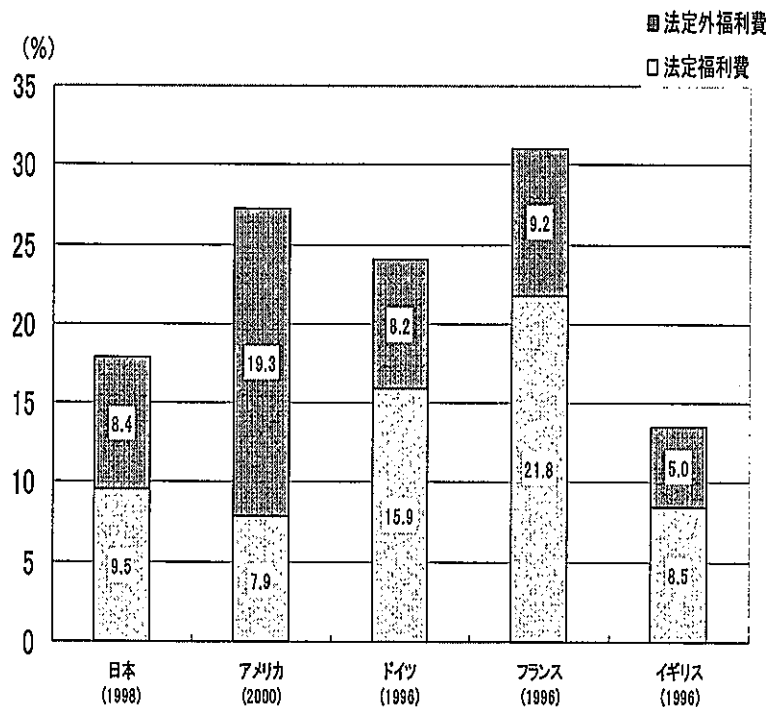
4) フランスの「年金」には寡婦保険、家族給付を含む。

事業主負担の国際比較

被用者の社会保険料率の比較



労働費用に占める福利厚生費の割合



資料：厚生省「平成11年版厚生白書」（日本については2002年10月現在の数字に更新）
注1）保険料率は、総報酬ベースである。
注2）日本の医療保険及び介護は政管健保、年金は厚生年金の保険料率である。
注3）日本については、このほか、雇用保険三事業（総報酬ベース0.35%）、労災保険（同0.84%）及び児童手当拠出金（同0.09%）があり、これらは事業主負担である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年度労働統計要覧」

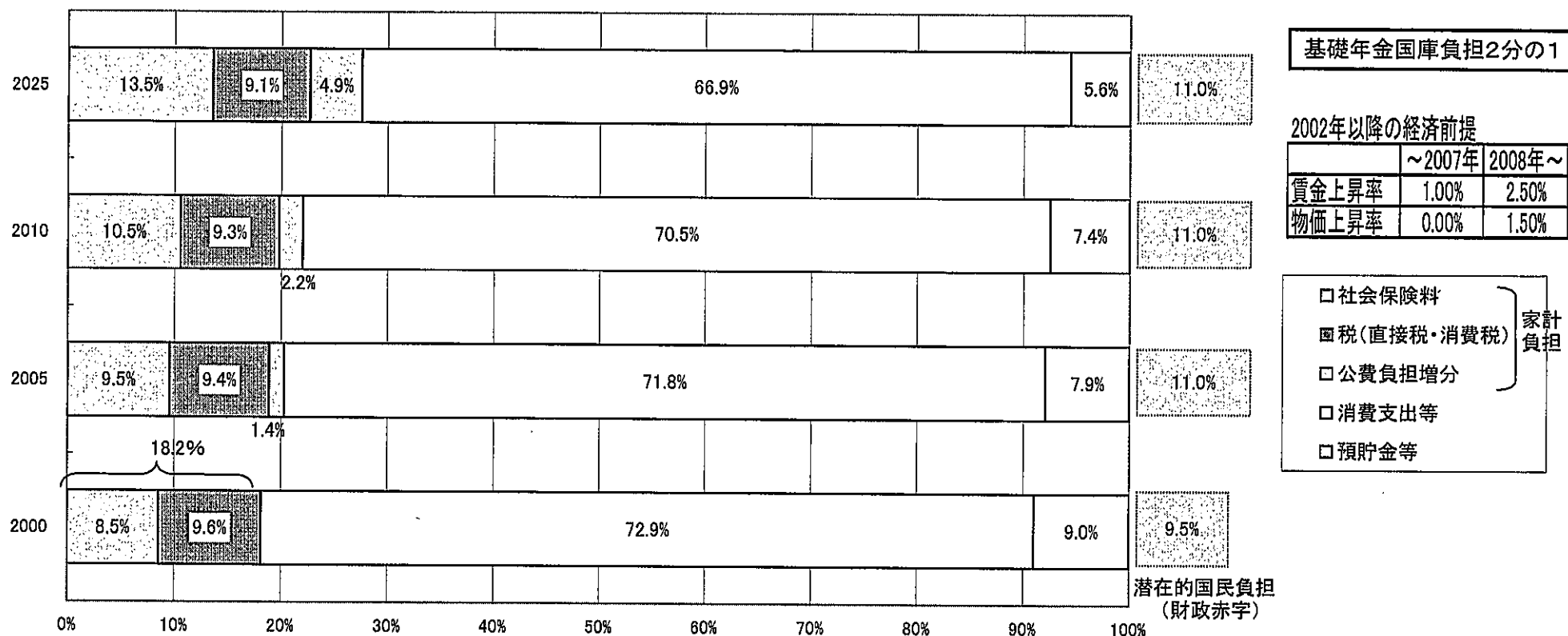
～家計支出の将来見通し(勤労者世帯平均)～

(資料5)

○ 家計負担の割合は、今後増大。社会保険料についてみれば、現在の8.5%が2025年には13.5%に。
 ※潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字(平成15年度(予算ベース)対国民所得比で約11%)分を家計負担に含めていない。

＜推計の前提＞

- ①将来の社会保険料は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」の推計結果を用いて試算。
- ②将来の税負担は、家計調査の直接税及び消費税(推計)から一定の仮定に基づき試算。
- ③将来の社会保障に係る公費負担増分の負担は、「社会保障の給付と負担の見通し」における公費負担の国民所得に対する比率の増加分と同率と仮定。



(注) 1. 2000年は、家計調査の勤労者世帯の実績。(消費税は推計)
 2. 2005年以降は、2001年家計調査における同分類の世帯の実績を用いて推計。
 3. 直接税は賃金上昇率と同率、消費税は消費支出の伸び率と同率で伸びると仮定して試算。
 4. 消費支出の伸び率は、可処分所得の伸び率(=賃金上昇率-0.2%)=0.3%と仮定して試算。この前提の下では、平均消費性向は毎年0.3%ずつ減少することとなる。
 5. 将来の潜在的国民負担(財政赤字)は、2003年(予算ベース)の数字と同じと仮定。